木田農夫男　木邑　徹
久世　久雄　樽林　恒
河原　彦三　斎藤　帝
坂　武司　酒井　鑛一
坂庭　信吉　崎山　詩郎
佐々木憲義　佐島　良三
佐藤　智弘　佐藤　博文
塩野　良　塩見　龍男
島田　義夫　島村　武雄
下野　逸郎　庄司　栄
白坂　陽一　末廣　益男
杉井　力夫　杉本　忠
鈴木　茂男　鈴木　正敏
関　宰　早乙女欣六
高井　良夫　高尾　紀
高橋　茂　高橋　徳男
高村　正彦　高守富貴人
田中　善一　田中　喜澂
立木　悦郎　塚越　光夫
土橋満智男　土屋甲子男
鶴ケ崎由郎　寺澤　徳夫
當原　繁子　内藤　洪基
中島建一郎　中島　武彦
中村　敬三　中山　喬雄
夏井　久悦　奈良場恒三
西浦　諄　西久保公子
西野　紀惠　西村　秀夫
野口　寅男　橋場　源次
花谷　隆　濱田　龍馬
原　俊夫　原島　丈夫
檜尾　貞子　深瀬　智旦
藤田　修　藤本　一正
松田　宗勝　古川　啓造
堀江　伸美　堀川　幸男
増田　敏夫　松井　鉄治
松下　治芳　松本　明正
松本　正　丸林　秀幸
水口　智昌　御手洗三郎
村上　光男　村社　璋三
保田　祐二　山口　武一
山下　一成　山村　宏
山本　眞人　横塚　喜郎
吉川　一郎　吉沢　清
米盛　廣秋　渡邊　尉月
瑞宝双光章を授ける（各通）

木邑　徹
樽林　恒
齊藤　帝
酒井　鑛一
崎山　詩郎
佐島　良三
佐藤　博文
塩見　龍男
島村　武雄
庄司　栄
末廣　益男
杉本　忠
鈴木　正敏
早乙女欣六
高尾　紀
高橋　徳男
高守富貴人
田中　喜澂
塚越　光夫
土屋甲子男
寺澤　徳夫
内藤　洪基
中島　武彦
中山　喬雄
奈良場恒三
西久保公子
西村　秀夫
橋場　源次
濱田　龍馬
原島　丈夫
深瀬　智旦
藤本　一正
古川　啓造
堀川　幸男
松井　鉄治
松本　明正
丸林　秀幸
御手洗三郎
村社　璋三
山口　武一
山村　宏
横塚　喜郎
吉沢　清
渡邊　尉月
瑞宝単光章を授ける（各通）

京極　榮藏
合谷　四郎
齊藤　陽三
坂口　義成
櫻橋　健
佐藤　正一
佐野　政一
嶋田修太郎
下平　利康
庄司　良文
菅沼　良夫
鈴木　惇
住友　一夫
十河　安則
高橋　鍼一
高橋　春野
高山　良策
玉井　太郎
塚原　浩一
津野　ツヤ
寺島美津枝
中川　親輔
中野　一雄
名古屋　肇
西　薫
西鳥羽悦雄
野口　輝雄
馳川　清吾
林　茂廣
日置　素志
藤井與志雄
洲崎　邦郎
古幡新太郎
前田　キヨ
松澤　欣一
松本謙太郎
丸山　文江
宮脇　健
森田　喜昇
山口　基
山本　浩一
横山　功
吉田勘左衛門
渡辺　克己
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月一日）

石鍋　英雄
岡崎　正彦
坂爪　敏夫
冨塚　令子
細井　善雄
吉松　峰松
板谷　幸作
小林保太郎
田代　達友
中嶋　幸雄
松本　關一
渡辺　克己
岩淵　欣治
今　實
提中　正
成澤　勝男
宮川　福江
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、新年に際し、次の各国元首からそれぞれ御祝電を交換された。

ロシア国大統領閣下

マリ国大統領閣下

天皇陛下は、新年に際し、次の各国元首から御祝電を発せられた。

コートジボワール国大統領閣下

中央アフリカ国大統領閣下

御祝電及び御答電

新年に際し、次の各国元首から天皇陛下へ御祝電を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

クウェート国首長殿下

バーレーン国国王陛下

トルクメニスタン国大統領閣下

ナジブ・ト国国軍最高幹部会議長閣下

モロッコ国国王陛下

カメルーン国大統領閣下

ジブチ国大統領閣下

チュニジア国大統領閣下

アラブ首長国連邦大統領ハリーファ殿下

御答電

天皇陛下から二月六日イタリア国大統領閣下へ発せられた御弔電に対し、同月二十二日御答電があった。

天皇陛下から平成二十三年十二月二日タイ国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、二月二十七日御答電があった。

天皇陛下から二月二十四日オランダ国女王陛下へ発せられた御見舞電報に対し、三月二日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年3月12日

東北地方整備局長　徳山日出男

区間	路線名
盛岡市津志田中央二丁目201番8から同市津志田町二丁目110番3までの上下線	一般国道4号

指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第1項の規定による監督命令をしたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年3月12日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　監督命令をした年月日　平成24年2月22日

2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　株式会社確認検査機構プラン21　本店　奈良県橿原市八木町一丁目7番39号林田ビル2階　奈良支店　奈良県奈良市大宮町五丁目3番14号不動ビル503号　代表取締役　西田　淳也

3　監督命令の内容　確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、計画が建築基準関係規定に適合していることの審査に必要な事実の確認が不十分であったことが再発しないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を平成24年3月22日までに提出すること。また、この命令の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

4　監督命令の原因となった事実　指定確認検査機関である株式会社確認検査機構プラン21が行った、建築物の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、計画が法第58条の規定（高度地区）に適合しない（建築物の最根の一部の高さが当該建築物から隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5mを加えたものを超えている）ことを見過ごし、確認済証を交付させた。

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人小田泰機は願により公証人を免ぜられた。

長久保守夫は公証人に任命され、東京法務局所属公証人小田泰機の後任を命ぜられた。（以上三月二日）（法務省）

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、福岡県医療労働組合連合会から、賃金引上げ等の要求に関して、平成24年3月15日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（福岡県及び熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成24年3月12日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表

福岡県

九州労災病院門司メディカルセンター、千早病院、九州労災病院、小倉記念病院、九州厚生年金病院、直方中央病院、久留米第一病院、済生会福岡総合病院、久留米総合病院、済生会八幡総合病院、久留米大学医療センター、飯塚市立病院、新米会病院、大牟田吉野病院、福岡県九州市立総合療育センター、赤十字病院、シーサイド病院、一本松すずかけ病院、見立病院、健和会大手町病院、健和会大手町病院付属歯科診療所、健和会戸畑けんわ病院、健和会おさゆきリハビリテーション病院、健和会京町病院、診療所、健和会緑町診療所、健和会大里大川診療所、福岡医療団千鳥橋病院、福岡医療団千鳥橋病院付属歯科診療所、福岡医療団たちばなリハビリテーションセンター病院、福岡医療団大橋診療所、福岡医療団城浜診療所、福岡医療団粕屋診療所、福岡医療団新室見診療所、福岡医療団たちばな診療所、福岡医療団須恵診療所、福岡医療団千代診療所、福岡医療団新飯塚診療所、福岡医療団直方診療所、親仁会米の山病院、親仁会米の山歯科診療所、親仁会みさき診療所、親仁会中灰診療所、親仁会中央診療所及びくるめ医療生活協同組合クリニック南町

熊本県

親仁会野ばら診療所及び親仁会さかき診療所